

別記様式第1号（第12条関係）

受付番号	平成26年 第 1 号
受付日	平成26年 1月17日
送付日	平成26年 1月17日
答弁受理日	平成26年 2月 6日

## 文書質問書

四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	諸岡 覚
所管部局	教育委員会

### 【件名及び質問の要旨】

朝鮮学校について以下の質問をする。

1. 先般の教育民生常任委員会協議会の場において、外国人学校教育補助金交付要綱の見直しが提案されたが、変更内容である「自国の文化や言語の教育にかか（る（を行う）」という文言の削除により、何が変化するのか？
2. 補助金は「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」（地方自治法第232条の2）という法律に基づく制度であるが、朝鮮学校補助金を支出することで、四日市市及び四日市市民にどのような公益が発生すると考えるか？また、平成24年度に補助金を支出したことで、四日市市及び四日市市民にどのような公益が発生したと考えるか？
3. 朝鮮学校で使用されている歴史教科書に記載されている内容は適正であると判断しているか？また、平成24年度に補助金を支出した際は、適正であると判断していたのか？
4. 本年度、四日市市は朝鮮学校補助金を支出していないが、この現状は「不公平」若しくは「差別」であると認識しているか？
5. 本年度、四日市市は朝鮮学校補助金を支出していないが、そのことで四日市市及び四日市市民にどのような不利益が生じたか？

以上、早急かつ簡潔な答弁を求めます。